

子ども計画（第 2 期）重点政策にかかる主な取組みについて

重点政策	平成 27～30 年度の主な取組み内容
妊娠期からの切れ目のない支援・虐待予防 喜びと楽しさを感じられる子育てを身近な場から支える体制づくり	【ひろば事業の拡充】 事業計画に基づき、おでかけひろばを 27 年度に 3 か所、28 年度に 4 か所、29 年度に 5 か所、30 年度に 4 か所開設し、児童館子育てひろばとあわせて 57 か所、令和元年度にも 2 か所を開設し、さらに 2 か所の開設を予定、計 61 か所となる見込み。（下記ワークスペースひろば型事業による新設を除く。） 【一時預かり事業の拡充】 ・ほっとステイ 理由を問わない預かり事業であるほっとステイについて、平成 27 年度にひろば型を 1 か所、28 年度に単独型を 1 か所、29 年度、30 年度にひろば型を 3 か所ずつ新たに開設し、計 18 か所で実施。令和元年度も 2 か所の開設を予定している。 ・幼稚園による一時預かり 新制度実施に伴い新設された一時預かり（幼稚園型）を 3 園で実施している。また、私立幼稚園等の一時預かり事業への参入促進のため区独自助成制度の見直しを図り、標準型と準標準型を構築した。現在 9 園で実施している。区立幼稚園・認定こども園については、拡充を進め全 8 園で実施している。 【利用者支援事業の実施・拡充】 平成 27 年度より各総合支所生活支援課（5 か所）で保育等にかかる相談・情報提供を行う「子育て応援相談員」を配置するとともに、おでかけひろば等に「地域子育て支援コーディネーター」を配置（27 年度 2 か所、28 年度 1 か所、29 年度 1 か所、30 年度 2 か所）。さらに 28 年度より各総合支所健康づくり課（5 か所）に妊産婦等からの相談に応じ継続的な支援を行う「母子保健コーディネーター」を配置。連携しながら個々の家庭の状況に沿った利用者支援を実施している。 【児童館子育て支援館の開設】 平成 27 年度に各地域に 1 館子育て支援館を指定し、地域の児童館相互の情報交換や合同事業を行い、全児童館での相談・支援の充実を図っている。 【子どもの近くで働くことができるワークスペースひろば型事業】 保育施設に子どもを預けてフルタイムで働くか、働かずに在宅で子育てをするかの「0 か 100」以外の選択肢を提示し、子どもとの時間を大切にしながらもゆるやかな働き方で仕事をする等の多様な働き方のニーズに応えた受け皿確保のため、平成 29 年度に検討を進め、30 年度より 2 か所で実施。令和元年度にはさらに 3 か所での実施を予定している。

重点政策	平成 27～30 年度の主な取り組み内容
妊娠期からの切れ目のない支援・虐待予防 子育て家庭のニーズの把握及びニーズや状況の変化に合わせた切れ目のない支援	【世田谷版ネウボラの実施】 妊娠期から子育て家庭を切れ目なく支える仕組みを構築するため、平成 28 年 7 月より世田谷版ネウボラを実施した。（ネウボラ・チーム（地区担当保健師、母子保健コーディネーター、子育て応援相談員）による妊娠期面接の実施、子育て利用券の配布による地域資源とつながる機会創出を図っている。） 【産後ケア事業の拡充】 平成 27 年度に産後ケアセンター桜新町の床数を 11 床に拡充、28 年度には、医療機関との連携による産後ケア（デイケア 3 床）を開始、29 年度には産後ケアセンター桜新町の床数を 13 床に、30 年度には区立施設としたうえで、15 床に拡充するなど充実を図った。 【産前・産後のセルフケア事業の拡充】 地域の子育て団体と児童館で連携し、平成 27 年度に年 30 回、28 年度に年 35 回、29 年度からは児童館全館で計 50 回実施している。 【発達支援親子グループの実施】 概ね 3 歳から就学前の子どもの発達に心配のある親が、子どもとの関わり方を学び子どもの個性を生かす方法をみつけ養育力を高め、育児不安を解消できるよう年 7 グループ×6 回実施している。 【チェックシートの活用（医療機関等）】 世田谷版ネウボラの主体（行政、地域、医療）の一つである医療機関等において、虐待につながる育児不安の母子に早期に気づいて行政と連携した支援が図れるよう、要保護児童支援協議会の周産期部会において検討を進め、「気づきのチェックシート」を配布、情報共有ツールの一つとして活用している。 【児童養護施設退所者等支援】 子どもの貧困対策の一環として、経済的にも精神的にも最も困難な状況にある児童養護施設退所者等に対する支援（給付型奨学金、住宅支援、居場所・地域交流支援）を平成 28 年度より実施している。 【効果的な児童相談行政の推進】 令和 2 年 4 月の児童相談所開設に向け、平成 28 年に改正された児童福祉法の理念に則り、子どもの最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現を目指し、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱として、地域の資源を最大限活用した予防型の児童相談行政の構築に取り組んでいる。
地域包括ケアの推進による複合的な課題を抱えた子育て家庭の包括的・継続的支援	【「福祉の相談窓口」の取り組み】 平成 26、27 年度の 5 地区でのモデル事業実施を経て、28 年 7 月より区内 27 地区で、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の 3 者が連携し、複合的な課題を抱える家庭等からの相談を受ける「福祉の相談窓口」の取り組みを開始した。

重点政策	平成 27～30 年度の主な取り組み内容
子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上	【保育・幼児教育、子育て支援事業の基盤整備】 子ども・子育て支援事業計画に基づく整備を進めるとともに、新たな人口推計結果を踏まえ、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業について、目標数値の上方修正を図った。＜平成 31 年 4 月保育総定員 19,660 人（4 年間での拡大数 4,985 人）保育待機児童数 470 人（平成 27 年比 712 人減）＞ 【医療的ケアが必要な子どもの預かり】 平成 28 年度に児童発達支援事業と居宅訪問型保育事業を組み合わせ、長時間の預かりを実施できる体制づくりを行い、29 年 3 月より事業を開始。また、30 年 4 月より区立指定園 1 園で、さらに 31 年 4 月より 2 園で集団保育が可能かつ医療的ケアが必要な子ども 1 名の受入を開始、令和 2 年度からの 1 園での実施に向け体制整備を進めている。
保育の質の確保に向けた取り組み及び子どもや保護者が当事者として事業運営や実施主体と関わっていく仕組みづくり	【保育の質の確保・向上に向けた取り組み】 増加する保育施設・事業の質の確保・向上を図るため、巡回指導相談を拡充するとともに、区内 5 地域における保育施設ネットワークによる施設間での情報共有、支えあいの取り組みや保育実践フォーラムを実施した。また、「保育の質ガイドライン」の普及版を活用し、事業者・保護者等保育に関わる全ての人に対し、周知と共通理解の促進を進めた。 【幼児教育・保育推進ビジョン策定に向けた取り組み】 区が乳幼児期に大切にすることの育ちや育む力を明確にし、これらを保護者や幼稚園・保育所等、小学校、地域など区民全体と共有し、連携しながら幼児教育・保育の取り組みを進めることを目的とした幼児教育・保育推進ビジョンを平成 29 年 7 月に策定した。ビジョンに基づき、30 年度より乳幼児教育アドバイザーの派遣やアプローチ・スタートカリキュラムの試行に着手している。
保護者の施設・事業を評価・選択する力の支援	・利用者支援事業の実施・拡充（再掲） ・保育施設・事業について各園の保育方針や保育士、職員の配置状況、特徴などを記載した「世田谷区の保育施設」や私立幼稚園について各園の教育方針、教育目標、特色などを記載した「世田谷区内の私立幼稚園」を発行し、利用者支援事業等で配布・情報提供を行っている。また、区ホームページのほか、子育て応援アプリ等でも情報発信を図る等、利用者が情報を得やすい取り組みを進めた。
子ども・子育てを支える人材の確保・育成	・保育士確保に向け、平成 27 年度に開設した保育人材ポータルサイトの充実を図るとともに、就職相談会の開催や採用に関するアドバイザーの派遣事業等を実施した。また、人材の確保・定着に向け、保育士等宿舎借り上げ支援を実施したほか、28 年度からは処遇改善に向けた区独自の補助事業を実施した。 ・世田谷区教育総合センターにおける乳幼児教育支援センター機能の検討を進めた。 ・ひろば従事者向けの研修や児童館職員研修を実施し、子育て支援に関わる人材のスキルアップを図るとともに、ファミリー・サポート・センター事業の開始に伴い、子育て支援者養成研修の充実を図った。

重点政策		平成 27～30 年度の主な取り組み内容
子どもの生きる力の育み	地域で豊かな社会体験を重ねられる場と機会の充実	・野毛青少年交流センターにおける宿泊事業や福祉的就労の実施等、事業の充実を図りながら 2 館の青少年交流センターの運営を図るとともに、平成 31 年 2 月より 3 か所目となる希望丘青少年交流センター（アップス）を開設し、中高生世代を中心とした青少年活動の支援を進めている。 ・地域の連携を図る拠点として各地域に 1 館中高生支援館を指定し運営するとともに、全児童館において、「ティーンズプロジェクト」や「ティーンエイジカーニバル」等若者の主体的な参画事業を実施した。
	すべての子どもが居心地のよい場・力を発揮できる場を身近な地域にもてる環境整備	【子どもの貧困対策】 区の子どもの状況に即した子どもの貧困対策の展開を図るため、支援につながる、学びや居場所の支援、生活の支援、仕事の支援、住まいの支援を 5 つの柱とする大枠の方向性を定め、平成 28 年度は学びや居場所の支援を重点施策と位置づけ、地域での学習支援事業や食事の提供なども行う居場所づくりの充実を進めた。29 年度からは身近な機関での気づきを促し支援につなぐ取り組みの強化を図った。30 年度には子どもの生活実態調査を行い、調査結果を踏まえた総合的な子どもの貧困対策の実施に向けて検討を進めている。 【若者の居場所づくり】 平成 27 年度より大学と連携した若者の居場所事業の運営を開始した。 【発達障害支援基本計画に基づく取り組み】 幼児期から成人期までの一貫したライフステージに対応した支援を行うため、平成 27 年度に発達障害支援基本計画を策定。地域で安心して生活ができるよう、講演会等により地域の理解の促進を図るとともに、日常的に子どもに関わる幼稚園・保育所等、小・中学校などへの巡回支援の拡充を行った。
	外遊びの推奨及び外遊びの環境整備	・平成 27 年度に「外遊び検討委員会」を設置し、外遊びの推奨の具体化を図るための検討を進め、28 年度には区民、活動団体等による「そとあそびプロジェクトせたがや」が発足し、普及啓発やネットワークづくりに向けたイベント等を実施、令和元年度からは外遊び推進員を配置し、地域・地区への効果的な普及啓発を進めている。また、「きぬたまあそび村」やプレーリヤカーの充実を図った。
	子どもの育ちを見守り支える地域コミュニティ形成への支援	・子ども基金を活用し、子育て支援団体等への支援を実施するとともに、「子ども・子育てつなぐプロジェクト」を実施し、団体間のネットワークの強化を図った。また、子ども・子育て支援に関わる区民や団体の方々による「区民版子ども・子育て会議」の継続実施を支援するとともに、区の施策形成過程において、区からテーマを投げかけ、意見交換等を行った。
	児童館が地域で果たす役割の充実	・子どもが地域の中で遊びを通して健やかに成長するため、地域と連携しながら多様な事業・行事を展開するとともに、全児童館において子育て支援・中高生支援の充実を図り、地域とともに乳幼児から小学生、中高生と継続的に見守り支える施設としての児童館運営を進めた。